

○新潟県かしわざき子ども育成基金条例
平成12年3月21日条例第28号
新潟県かしわざき子ども育成基金条例

(設置及び目的)

第1条 本市は、21世紀を担う人材の育成と子育て支援の推進を図るため、かしわざき子ども育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、指定寄附金その他予算で定める金額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。